

財務省告示第百十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十五年三月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年三月十八日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額
利付国庫債券（二年）（第二百六 回）	平成十四年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二條第一項及び国債 整理基金特別會計法（明治三十 九年法律第六号）第五條第一項 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行 額面金額で千三百八十億円	うち、平成十四年度における財 政運営のための公債の発行の特 例等に関する法律第二條第一項 の規定に基づき発行する利付国 債に就いては、額面金額で百八 十億七千七百二十五円、国 債整理基金特別會計法第五條第 一項の規定に基づいては、額面 付国債につき、額は、千二百七 十五万五千六百六十円	千三百八十一億六千五百六十 万	千三百八十一億六千五百六十 万

